

社会福祉法人恵優会  
介護職員等処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵優会（以下「法人」という。）賃金規定に規定する賃金とは別に、厚生労働省が令和6年度から創設した介護職員等処遇改善加算制度（以下「介護職員等処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員等処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正規職員・パートタイマー・嘱託職員を問わず、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善加算制度の対象事業所に属する職員及び対象事業所を管理する法人本部職員等に介護職員等処遇改善加算金を法人一括による支給を行う。

(支給対象外)

第3条 介護関連の資格を必要としない業務（施設内清掃、リネン交換、食事の配膳下膳、その他法人が指定する業務等）を担う職員（労働契約書において「介護助手」と表示をして雇用する者）は支給対象外とする。

また、有資格者が介護助手の業務を担う際も同様に対象外とする。

2 短時間労働の職員

1日の労働時間が3時間以下の職員（労働契約書において「短時間介護（看護）職員」と表示をして雇用する者）は一部の業務を専属となること、また、利用者との関わる範囲が限定的になり、業務量が少ないことから支給対象外とする。

3 第1項および第2項は令和7年4月1日以降入職の介護助手及び短時間介護（看護）職員より支給対象外とする。

(支給額)

第4条 介護職員等処遇改善加算金の支給額は、介護職員等処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、正規職員・パートタイマー・嘱託職員に法人が定める額を支給する。

引き続き介護職員への配分を基本とするが、介護福祉士保持者、勤続10年以上（通算含）、勤務形態、勤務日数、能力評価等、施設運営に貢献度の高い職員を考慮し柔軟な配分を行う。

(支給方法)

第5条 介護職員等処遇改善加算金は「手当」及び「賞与」として支給する。

## 2 ベースアップ手当

指定された加算額の 1/2 以上を加算見込額の範囲内において月額賃金改善のため「決まって毎月支払われる手当」として配分を行う。

但し、月途中に入職した者は、翌月分からの支給対象とする。

加算額の算定

**総報酬（{基本報酬+加算減算} × 1 単位の単価） × 交付率 = 加算額**

- ※ 介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬で算定。
- ※ 加算率：加算Ⅳの 1/2 以上を月額賃金「ベースアップ手当」として配分する。
- ※ 各職種とは介護職員と、その他の職員で分類する。
- ※ 対象職員数により支給額は変動する。
- ※ 介護助手は支給対象外とする。
- ※ 短時間労働の職員は支給対象外とする。

## 3 賞与

原則年 2 回（6 月、12 月）当年度分を、月額賃金改善とは別に介護職員等処遇改善交付金として支給する。令和 6 年度に限り令和 7 年 3 月にも当年度分を支給する。

但し、令和 7 年 1 月 1 日以降入職の非常勤職員については、在籍 3 年以上の者、又は通算 3 年以上の業務経験を有する者（履歴書又は職務経歴書により法人が判断）を支給対象とする。在籍年数については、毎年 4 月 1 日の在職者について入職日に関わらず 1 年加算して確認する。

※在籍年数確認の例

令和 7 年 1 月 15 日入職の場合・・・令和 7（2025）年 4 月 1 日時点は在籍 1 年として確認。令和 9（2027）年 4 月 1 日時点で在籍 3 年以上の者として取り扱う。

(支給日)

第 6 条 介護職員等処遇改善加算金の支給は、賃金規定同様とする。

(在籍の限定)

第 7 条 介護職員等処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(キャリアパス)

第8条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

(昇給)

第9条 昇給は別表の通り定める。

(その他)

第10条 この規程は、介護職員等処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

この規程は、令和6年6月1日から施行する

この規定は、令和7年1月1日から施行する

この規定は、令和7年4月1日から施行する